

ねと群文協

2008. 3. 20

目 次

「未来を切り開く鍵」の活用をめざして…………… 1	平成19年度公文書等保存専門講座概要…………… 5～8
平成19年度総会・講演会…………… 2～4	編集後記…………… 8

「未来を切り開く鍵」の活用をめざして

前橋国際大学名誉教授 石原 征 明

30年ほど前、『群馬県史』の編さんで、文書を中心とした資料調査をしたことがあった。文書記録や資料のあり方は地域によってさまざまであった。

あるところでは区長筆筒というのがあった。地域（旧村）の区長が、昔からの文書を持ち回りで受け継いで保存し、新しい文書も付け加えていた。そうしたところは中山間地に多かった。平地では、区長筆筒のあるところはほとんどなかったが、名望家などに文書資料が保存され、地域の歩みがきちんと記録されていて、歴史の重みを感じた。

地域の住民が持ち回りで文書資料を保存している所は、概して「村がら」が良かった。落ち着いた上品な雰囲気があり、暮らしぶりも良い感じであった。「村がら」とは「村の品位」「村の教養の高さ」「村の教育力」などという言葉でも表現できるであろうし、その地域の総合力と言ってもいいかもしれない。区長筆筒とともに地域の歴史的積み重ねや、良い習俗が受け継がれているからであろう。

平成の市町村大合併で、いろいろな形で存在していた文書資料は、きちんと保存され有効に活用されているであろうか。どさくさに紛れて廃棄されたものはなかったであろうが、倉庫などに山積みになされたままになっているのも多いようである。

地域の記録は、地域の歩みや住民の生活を示す歴史そのものである。かけがえのない財産であり、貴重なデータである。市町村の記録も同様であり、きちんと保存し未来を切り開くために活用していかなければならない。

地域の子どもたちに地域の歴史や習俗を伝え、ふるさとを愛する心を育てるのに、これらの記録や資料は非常に役に立つものである。経済性優先ばかりを追わないで、長い目でしっかりしたものを育てていかなければ

ならない。効率優先・経済性優先の思想が、現代社会を混乱させ、人間の生き方をおかしくさせ、人間らしさを失わせてしまったのである。

そのためには、地域の歴史遺産やデータをきちんと保管し、多くの人が活用できるような施設を早くつくって行かなければならない。国でも公文書保存・活用の動きがあり、国会の審議にも乗っている。明治や昭和の大合併で失われたものは非常に多い。再びその轍を踏んではならない。

地方分権と声高に言うが、近頃は、地方は見捨てられてしまっているようである。営々とした人間の営みの記録である文書資料は、人間の宝であり、地域の宝である。こうしたものを粗末にして、何が地方分権であろうか。本当は、「地方主権」でなければならぬのである。そのためには、文書や資料が大切に保存され、「未来を切り開く鍵」として活用されるようにしていかなければならないのである。



平成19年度総会の開催

去る6月6日(水)午後1時30分より、本会の平成19年度総会と講演会が前橋市の群馬県立文書館で開催されました。以下、当日の総会の概要について報告いたします。

総会には、県および38市町村会員のうち県と20市町村から48名が出席しました。事務局の石崎幹夫県立文書館次長の司会で、まず全国文書館長会議出席のため出張中の秋池武会長（県立文書館長）に代わり、富岡守文書館副館長より挨拶があり、引き続き富岡氏が議長を代行して以下の議事に移りました。

- 第1号議案 平成18年度事業報告
- 第2号議案 平成18年度決算報告・監査報告
- 第3号議案 平成19年度役員改選
- 第4号議案 平成19年度事業計画(案)
- 第5号議案 平成19年度会費・予算(案)

議事は、第1号議案から第5号議案までを事務局員が説明し、すべて満場一致で承認されました。

この結果、今年度の役員体制は、下記の名簿のとおりとなりました。

議事終了後、新役員の自己紹介があり、総会は終了いたしました。

平成19年度の役員

会 長	群馬県立文書館館長：秋池 武
副会長	前橋市総務部行政管理課長：石井立志 高崎市総務部庶務課長：中島清茂 太田市総務部総務課長：荒木建夫
理 事	桐生市総務部総務課長：板橋 明 沼田市総務部総務課長：栃原豊彦 渋川市総務部行政課長：松村能成 安中市総務部秘書行政課長：鳥越一成 高山村総務課長：野上富士夫
監 事	六合村総務住民課長：富澤和吉 昭和村総務課長：加藤 生



総会（新役員自己紹介）

平成19年度の事業計画

- ・総会の開催（年1回、5月24日）
- ・理事会の開催（年3回）
- ・講演会の開催（年1回、5月24日）
- ・公文書等保存活用研修会の開催（年2回）
- ・公文書等保存施設視察研修会の開催（年1回）
- ・会報の発行（年2回）
- ・選別収集基準検討委員会設置・開催（年5回）
- ・調査研究

平成19年度の予算

【収入の部】

会 費	238,200円	県・市町村負担分
雑収入	2,500円	繰越金・利息金

計 240,700円

【支出の部】

会議費	4,000円	理事会等
事業費	186,000円	講演会、研修会、会報
事務費	50,700円	事務用品、通信費等

計 240,700円

総会終了後、引き続き日本経済新聞社文化部編集委員の松岡資明氏による講演会が開催されました。その概要につきましては、当日の要旨をご寄稿頂きましたので、次ページ以降を御覧下さい。

講演：アーカイブズとは何か？

日本経済新聞社 文化部編集委員 松岡 資明

講演要旨

最近、記事にした話に林野庁の資料保存問題がある。林野庁は以前、全国に14の営林局、230近い営林署があった。それを、1999年、全国に7の営林局、96の営林署に統合した。不要になった建物は売却したり、建て替えて他の施設にすることを計画していたが、問題はその後、これまで長期間保存してきた資料が廃棄される恐れが出てきたことである。

なかには、江戸時代、それも元禄の頃からの資料があるという。危機感を抱いた筑波大学と財団法人徳川黎明会・徳川林政史研究所が2001年から全国調査を始めた。それによると、少ないところでも3,000点、多いところでは10,000点を超す資料が残されていることが判明した。たとえば、東北営林局は秋田に本局があり青森が支局であるが、それぞれ、3,900点、4,400点の資料があることがわかった。秋田の資料は元禄に遡るといふ。このほか、中部、九州の営林局にも大量の資料が残っていることがわかった。

これらの資料はいずれも江戸時代、明治時代から現代にいたるまで書き継がれてきた。重要なのは、単に植林と伐採の記録にとどまらず、周辺地域の生活誌、地域文化史を伴っていたことである。現在はまた、全国調査をしてやっと状況が判明した段階である。高知のように、調査の寸前で廃棄されてしまった例もある。

これまでにない視点で近世から近現代を読み解く手がかりとなるはずの資料が、なぜ、無造作に山積みになれ、そして廃棄されようとしたのか。ほとんど無意識的に棄てようとしたことに、衝撃を覚えざるをえない。しかし、役所が資料を棄てる事例は枚挙にいとまがない。たとえば、2001年4月の情報公開法施行前、中央省庁で大量の公文書が廃棄された。NPO法人の情報公開クリアリングハウスが調べたところ、2000年度に前年度比で最も多く文書を棄てたのは農林水産省で、なんと21.6倍も棄てた。また、絶対量でいうと、外務省が2000年度に1,280トン棄てている。ちなみに外務省は1998年度に520トンを廃棄し、99年度は1,030トン、2001年度は974ト

ンを棄てている。他を圧倒する廃棄量を誇るのが外務省だ。

最近では、よく知られるように、市町村合併に伴って棄てられる恐れがあった。幸い、公文書館などの呼びかけで廃棄した例は昭和20年代ほどではなかっただろうが、合併前の資料が一切公開されなくなったという事例は、やはり情報公開クリアリングハウスによると、調べた3,377団体のうち25%、96団体に及んだ。また、そこまで制限はしていないものの、合併前に比べて公開される資料に制限をつけた地方公共団体は170に及び、合併後も以前の資料を公開した自治体は77にとどまった。

それにしても、なぜ日本では簡単に公文書が棄てられるのかといえば、公文書を統一的に管理する法律がないからだ。省庁、自治体の内規で文書管理をうたっている例がほとんどで、廃棄しても罪には問われない。が、欧米は言うまでもなく、東南アジアの国々でも文書管理法はあり、省庁が勝手に文書を廃棄できない仕組みが整っている。

公文書には、国や自治体はその事務を処理するうえで利用している状態にある「現用」文書と、そうではなくなった「非現用」文書がある。現用文書は30年、10年、5年などといった保存期間が決められており、保存期間中の現用文書が情報公開法の対象だ。一方、保存期間を満了した非現用文書のうち、歴史的に価値のある文書は本来、国や自治体が設置した公文書館で公開される必要がある。ところが、文書管理法がないため、省庁が判断したものだけが国立公文書館に移管される。地方自治体では公文書館がほとんど整備されていないため、公開の機会はいわゆる限定的だ。しかも、情報公開法の対象である現用文書でさえ、しばしば「不存在」という理由で公開されないことがある。これらの場合、不服審査会に持ち込まれるが、「公開すべき」との判断が下される例は少なくない。

資料が廃棄されてしまう例は何も役所に限った話ではない。企業も同様である。かつて夕刊の一面に、小さな「暦」というコラムがあった。その日に何が

起きたかを書くコラムだったが、2002年2月23日に「みどりの窓口」の話を書いた。「みどりの窓口」はそのプロトタイプが稼働したのは昭和39年で、コンピュータを使った切符の販売システムとして世界に先駆けて開発された。開発がスタートしたのは昭和35年、「マルス1」という名で呼ばれた。

しかし、このシステムのことを調べようとJRに尋ねてみたが、原資料はないと言われて驚いた記憶がある。後日、そのときの話を文化面で書いたら、一部上場企業の技師長という人から手紙が来て、民間企業も役所と同じように記録をほとんど残していないことが分かった。国立科学博物館は企業の残した技術、製品について体系的な記録を残す必要を感じ、技術の体系化を進めてきた。戦後日本の経済復興を支えた技術を取り上げ、約30の分野について調査を重ねてきた。毎年、4～5の分野を調査し、すでに9冊の報告書にまとめた。組織としては、産業技術史資料情報センターができ、日本橋・三井分館に事務所を構えるまでになった。

日本は記録を残さないことが「文化だ」などという人もいるが、とんでもない嘘である。中世の文書がこれほど多く残っているのは世界的にも類例がないし、少なくとも近世までは記録を残すことは大事なことと考えられてきた。明治になっても、太政官時代には「記録文書は厳重に保存すべきは勿論、紛失したり天災などで損害を受ければ事務に支障をきたす」として、県知事に毎年、内務省に日録提出を義務付けていた。ところが、内閣制度が明治18年に発足した翌年の通達で、そうした事務を廃止するよう命令した。この背景には、国史編纂があった。歴史は国が作るものという認識があったと思われる。

現代日本にとって、電子化の問題はきわめて大きい問題である。2010年を目標年度として電子政府化のプロジェクトが進行中だが、記録を保存することの重要性はほとんどうたわれていない。電子化時代の記録保存はこれまで以上に難しさを伴う。紙の時代なら、とにかくとっておけば後からでも何とかだったが、電子文書はそうはいかない。作成するときから保存のことを考えておかないと収拾がつかなくなる。それにはメタデータ、統一したファイル形式などの様々な「小道具」が必要になる。メタデータとはつまり索引だ。

米国、オーストラリア、カナダなどではすでに何年も前から電子保存問題に取り組んできた。それぞれ「記録」とは何を指すかをきちんと定義している

が、日本は曖昧である。オーストラリアの場合、電子化した公文書をどう保存・管理するかのガイドラインをWEB上で2,000ページにわたって紹介している。

日本の場合、政府全体を統一した形のメタデータなどはなく、早急にこの問題に取り組まないといずれ大きな問題となる。また企業では、会社法、金融商品取引法によって企業の内部統制が義務付けられる。その根幹をなすのが文書管理だが、単に文書を作っておけばよいと考えている企業が多い。さらに、記録管理を担える人材の養成が重要だが、学習院大学で2008年春にアーカイヴズ学専攻の大学院設置が決まった段階で、こちらもまだ不十分な状態である。問題は山積している。

□ 参 加 記 □

◆講演に出席して

倉上貴子（伊勢崎市総務部総務課）

私がこの講演で一番印象に残ったのが「アーカイブズ後進国日本」という言葉でした。日本は全てにおいて先進国というのが印象付けられているのですが、講演を聞いて「後進国」と言われる由縁が分かるとともに、アーカイブズ未整備による歴史的資料の損失に危機感を覚えました。

また情報公開制度により、国・地方自治体の透明性を求める運動の高まりが、皮肉にも文書の大量廃棄を引き起こしているようにも感じられました。

この状況は、民間企業文書についても同じ現象がみられ、日本産業史にとっても重大な損失を与えていると、説明がありました。非常に残念なことですが、民間においても文書の価値が認識されること無く廃棄されてしまう傾向があり、この事が引き起こす損失も計り知れないように感じました。

公文書管理法がないというのが根本問題であるとの松岡先生の言葉に、法律が出来れば日本のアーカイブズも前進し、公文書が歴史資料として保存されるようになり、各地方自治体にアーキビストが配置され、文書館が続々と出来る時代がくるのではないかと思います。しかし、忘れてならないのは、公文書であれ企業文書であれ、保存年限が満了してもその文書の働きが終わりではなく、その時代の政策や経営方針・開発等の趣旨を伝える歴史資料として生きていくものもあるという事です。このことを意識した上で、適正な文書管理・保存に努めていかなければならないのを痛感いたしました。

平成19年度公文書等保存専門講座概要

平成20年1月15日（火）、県立文書館との共催で「平成19年度公文書等保存専門講座」が高崎市役所において開催されました。

今回の講座は、公文書保存の意義について歴史研究の視点から考える講演と公文書館機能を持った図書館建設を進める高崎市の計画についての報告を頂きました。



丑木氏の講演

○講演

「市町村役場史料の意義と特質

—近代日本公文書の成立—

講師 国文学研究資料館名誉教授 丑木幸男氏

○報告

「高崎市の新図書館構想」

報告者 高崎市図書館兼保健施設整備室 茂原通雄氏

○質疑応答・高崎市役所地下書庫見学

■ 丑木氏の講演の概要 ■

1 市町村合併と役場史料

明治22年の市制・町村制施行により、旧来の70,435町村が13,386町村となった。また、昭和28年の町村合併促進法、昭和31年の新市町村建設促進法の施行により昭和36年段階で3,472市町村まで合併が進んだ。昭和40年に「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」が制定されている。平成12年12月には行政改革大綱が閣議決定され、自治体数が1,000を目標とされた。合併特例法の失効直前に合併する町村も多く、さらに平成17年4月の失効にあわせて新たに「市町村の合併の特例等に関する法律」（合併特例債な

し・県に合併推進勧告権 平成22年3月失効予定）も施行された。いわゆる「平成の大合併」において市町村数1,820（平成18年4月現在）まで合併が進んでいる。

このように市町村合併が進む中で、歴史資料として貴重な役場文書等の廃棄・散逸が問題視され、研究者を中心に史料保存運動の高まりがみられた。これらは、町村合併により散逸する明治以後の諸資料蒐集保存を目的としていた。また、昭和34年には、日本学術会議において「公文書散逸防止について」を政府に勧告している。

「平成の大合併」においては、平成13年11月には全史料協「市町村合併時における公文書等の保存」を総務省へ要望し、翌年2月には、総務省自治行政局市町村課長より各都道府縣市町村合併担当部長宛に「市町村合併時における公文書等の保存について」を要請している。

これらの取り組みの中で、千葉県山武郡源村のように（54,814点最大の市町村公文書：千葉県文書館蔵）保存された公文書もあった。しかし、埼玉県市町村文書保存点数調査（1994年）によれば、5,000点以上1市町村、1,000点以上～5,000点未満20市町村、500点以上～1,000点未満12市町村、100点以上～500点未満33市町村、100点未満19市町村となっており、これはとりもなおさず散逸した文書も多いことを示している。

散逸の要因としては、①終戦時の文書の処分、②庁舎の移転、新改築に伴う散逸と廃棄、③庁舎火災等の災害、④市町村の合併による文書の廃棄、⑤文書管理システムの変更による廃棄、等があげられる。

佐波郡境町においては、昭和30年に境町・剛志村・島村・采女村合併、32年には世良田村を一部編入して境町となる。本庁は旧境町役場、それ以外の村役場庁舎は出張所（後に公民館）となった。昭和37年には境町役場庁舎が新築され、旧役場庁舎が町立図書館となる。書庫として利用されてきた旧役場土蔵はその敷地内にあったが、図書館の新築計画が持ち上がったため、取り壊されることとなった。57～61年にかけて境町史編纂事業がはじまり、その土蔵に保存され

ていた旧役場文書の調査が行われた。その際、近世文書91点、戸長役場期文書655点、町役場文書8,328点、それらが簀の子の上に課毎に整然と並べられていた。その時代、職員の仕事の証として公文書保存の重要性が意識されていたのである。昭和61年、町立図書館竣工され、その後同館が旧役場文書を管理することになる。旧役場文書の内訳としては、旧境町分6,366点、旧采女村分398点、旧世良田村分296点、旧剛志村分62点、旧島村分12点である。旧島村は境町に引継がなかった役場文書を島村公民館に保存していたとのことであるが現在詳細は不明である。一般的に、①合併町村は旧役場文書を保存、②被合併町村は引継文書を保存、それ以外は現地で保存又は廃棄、③合併後、史料保存施設に保存、となっている。しかし、合併された町村においては、引継文書以外が必然的に廃棄される危険性があり、さらに保存施設が改築される時にも廃棄される可能性が高いということが言えよう。

2 地域社会と公文書体系

市町村における公文書保存の重要性を考えるには、どのように公文書体系が成立してきたか、そしてその限界についても知っておく必要がある。そのためには①国・府県・(郡)・市町村との関連、行政、立法、司法との関連、②意思決定情報と過程、③民間活動情報の捕捉度、といった視点で考えてみる必要がある。

①の視点は公文書体系について、それぞれの機関が作成する文書によってそれぞれの役割分担・性格・相互の関係を理解することができる。③は、言い換えれば、公文書への国民生活の反映度であり、各機関において保存されてきた史料の性格を考える上で、大切な視点である。

兵事史料を例にとれば、国(陸・海軍省、参謀本部、陸・海軍)、府県(社寺兵事課)、郡、市町村、警察署等で作成された文書であり、①徴兵関係、②召集関係、③徴発関係、④救護関係、⑤兵事記録、⑥例規法令類、⑦その他、に大別できる。そして、市町村、郡、府県では以下のような文書が作成されている。

○市町村の兵事史料

壮丁名簿 壮丁考科表 壮丁考科連名簿
現役兵身上調査表

○郡役所の兵事関係史料

廃兵名簿 徴兵諸名簿 動員二関スル綴
軍人恩給受領者名簿

○府県の兵事史料

壮丁連名簿

これら作成された文書を見ると、町村が捕捉した情報を郡役所→府県→国が吸収、そして上級機関が捕捉した情報を下級機関へ伝達する、謂わば双方向の情報により統治する体制がとられていたことが理解できる。そして、それら情報は必要に応じて各機関で保有されるため、各機関で持つ情報内容は異なる。それぞれの機関において作成される公文書は、情報内容を考えれば、それぞれの段階で保存することが重要となるのである。

②の視点は「公文書の限界」を考える視点である。組織内の稟議等で意志決定し、行政遂行のために公文書を作成するわけであるが、意志決定に至る過程については、記録がなされなかったり、組織外で発案される場合もあり、日記、メモ、書簡等の私文書によってのみ知ることができるわけである。つまり、公文書を補完するものが私文書であり、それらを総合的に見た時に事象の全体像が見えてくるのである。

これら公文書体系の成立とその限界を考えたときに、はじめて国は国で、県は県で、市町村は市町村で、それぞれ適切に文書の保存管理に取り組むことの重要性が見えてくるのである。

最後に、現在の国内の文書館・公文書館の状況についてみてみると、56館(県立31、政令指定都市7、市町村18)が設置されている。名称についてみてみると文書館、公文書館、情報館となっている。それぞれ各館が設置されたときの状況が名称に反映されている。文書館といえば、民間の古文書にウェイトを置いたイメージとなり、公文書館は公文書中心、情報館は「生きている情報」を扱うイメージとなる。全体としては保存対象が「公文書」そして「新しい情報」に移行する傾向にある。

しかし、情報公開法の影響、平成の町村合併により、文書管理規程に従った謂わば合法的廃棄によって、歴史資料が失われる可能性は充分ある。それぞれの県、市町村の文書館は、地域文書館としてその地域に関わる文書の保存管理・活用を積極的に進めていくことが重要である。

■ 茂原氏の報告の概要 ■

1 新図書館建設計画の経過について

◎図書館の沿革

明治43年9月に高崎市教育会により本町の春霞館に高崎図書館を開設。大正8年4月に市へ寄贈され、

市の社会教育機関として発足。昭和10年11月、成田町に洋風二階建、書庫鉄筋コンクリート造三階建の新館が開館される。(この間、一時的に寄合町などに移転したことがあった。)同25年10月に高崎市立図書館と名称を変更し、同41年2月には高松町(旧市庁舎)の一部を新館として利用。同59年5月、末広町の高崎女子高校校舎(同34年建設)改修して移転、現在に至る。なお、平成22年が図書館開設100周年にあたり、同23年に新図書館が開館予定である。

◎建設計画の経過

平成10年に移転した現在の市庁舎の建設にあたり、シティホール構想の中で、図書館については第三期工事として市庁舎南側に建設する計画があった。それを受けて、平成17年度に図書館職員による新館建設検討チームを設置し、新しい図書館のあるべき姿について、検討を行った。18年度には、庁内関係者による「新図書館建設検討委員会」「新図書館建設検討専門委員会」を設置した。検討委員会は関係部課長、専門委員会議は関係課職員により組織した。図書館職員の検討チーム報告書を基に、検討委員会は主に建設候補地について、専門委員会議は新図書館の規模、機能とサービス、運営体制などを協議した。また、図書館利用者、一般市民を対象とした図書館利用に関するアンケートを実施した。19年度、新図書館建設市民懇談会を公募の市民、図書館利用者、市内関係団体代表者、学識経験者の12名で構成し、検討委員会報告書を基に、内容について市民・利用者の立場から協議し、意見を加えている。

2 新図書館の概要について

建設地については新図書館建設検討委員会により、公共交通機関等の視点から検討。図書館利用に関するアンケート結果からも、中心市街地への建設の提言がなされ、同所で建設計画が進められていた医療保健センター(仮称)との一体的整備が検討された。

新図書館の基本コンセプトとしては、①あらゆる市民に配慮した図書館、②市の図書館サービスの中枢としての図書館、③個性ある図書館(市の貴重な情報資源である地域・行政資料の収集・保存・情報提供サービスの充実)が設定され、③において「文書館的機能の導入」も取り入れられた。

新図書館の機能は、「資料・情報保存機能」を重視し、将来を見据えながら、資料・情報の収集を行い、長期に亘って保存すべき資料・情報を体系的に蓄積

する。郷土・行政資料の充実には特に留意し、新図書館には文書館的な機能を併せ持つものとし、高崎市独自の歴史的価値を有する資料の収集に努める。また、サービスとしては「資料・情報提供サービス」に力を入れ、地域・行政資料の充実に配慮し、市史編纂や行政資料のうち歴史的価値の高い資料を収集、保存する。さらに、郷土資料関連の収集・整理・提供、行政資料の収集・整理(市史編纂資料を含む)、所蔵古文書・文庫類の整理・レファレンス等の業務を行う。

施設面では、レファレンス・地域資料スペースとして郷土資料を中心に閲覧・研究できるスペースを整備し、市史編纂資料や行政資料についても図書館で公開していく。また行政資料・郷土保存資料保存庫は一般図書館資料を収める閉架書庫とは別室とし、古文書類を含む貴重資料の保管にも対応できる空調管理の整った書庫とする。

3 新図書館における文書館的機能について

「個性のある図書館」を目指し、地域・行政資料の収集・保存・情報提供サービスの充実を図り、図書館資料等を一元的に管理する情報センター機能を生かし、図書館サービス網の情報拠点として、地域の歴史資料の保存を進めるとともに利用者の利便性を高める。保存・公開の対象となる資料としては、これまで図書館で保存している古文書・文庫類の郷土資料、高崎市史編纂事業で収集された資料、廃棄年限が過ぎたもののうち歴史的価値のある行政資料、等を想定している。また、図書司書とは別に学芸員資格を持つ専門職員の配置も考慮する。

郷土・行政資料は市の歴史的資料として貴重であると共に、合併や情報公開法の施行も含め公文書についても歴史的資料としての価値が認識され、保存・活用を図ることの重要性が高まっていることなどから、行政として体系的な保存が必要である。新図書館における行政文書・市史編纂資料の取扱いについては、企画調整課、庶務課文書担当・市史資料担当、行政管理課、文化財保護課、高経大付属図書館、市立図書館で庁内検討組織を持ち、新図書館の文書館機能設置に伴い、行政文書の収集保存と活用のためのシステムづくりの検討を行っている。

具体的には、文書保存に向けた流れについて、選別収集作業をより確実に効率的に行うために、全庁的な文書管理の流れの見直しを検討する必要性があり、文書取扱規定を改正し、永年保存文書の有限化

を検討、併せて、歴史的価値を有する資料（図書館で保管すべき資料）の選別収集基準を整備する。群文協で今年度末を目途に公文書保存の選別収集基準を作成し、その基準により、市の実情に合わせた基準を作成予定である。なお図書館で取扱う公文書は、あくまでも非現用、廃棄対象となった文書である。

旧町村の行政文書の取扱いについては、合併時に旧町村へ文書保存、選別方法等の概要を記した文書をもって保存文書の取扱いについての依頼。各支所の行政文書は地域振興課が担当し、現状は未整理状態で書庫等に保管されている。支所で選別後、廃棄対象の文書については図書館（中央館）で選別・収集・保管を検討している。各自治体史誌編纂資料については、榛名・倉淵地域は現在、旧町村史を編纂中、箕郷・群馬地域は、教育課所管で書庫等に未整理の状態に保管されている。新町地域は建替中の新館で、図書館資料として保存・公開のため準備を進めている。

4 おわりに～今後の課題～

現在、進行中の新図書館の計画について述べてきたが、今後の課題は以下の通りである。

- 文書取扱規程の改正時期と職員への周知の時期の検討
- 選別に伴う権限・手法の問題
- 電子データの取扱い及び別媒体での保存の検討
- 自治体史編纂資料の散逸や劣化防止の検討
- 行政経験者の採用と専門職員養成の検討
- 本所と支所、図書館と文書担当者の連携



高崎市役所地下書庫見学の様子

◆研修会に出席して

高柳慎一郎（吉岡町役場総務政策課）

国文学研究資料館の丑木幸男名誉教授から「市町村役場史料の意義と特質」について講義を頂きました。町史編さん事業等にかかわった役場史料の分析結果が中心でした。埼玉県の市町村を調査したところ市町村により保存されている文書数に大きな差がありました。この要因として、「終戦時の文書の処分」、「庁舎の移転、新・改築に伴う散逸と廃棄」、「庁舎火災等の災害」、「市町村合併による文書の廃棄」、「ファイリングシステム等の文書管理システムの変更による文書の廃棄」を挙げていました。なかでも境町を例に挙げ、公文書の散逸の要因である「市町村合併による文書廃棄」の説明の部分では、合併する市町村の公文書は残るが、合併される市町村は廃棄される場合が多いと指摘されました。市町村の歴史を知るには、公文書の存在が不可欠です。自分は境町出身ということもあり、この講義は興味深く、また境町の成り立ちを知ることができました。

高崎市の茂原通雄さんから「高崎市の新図書館構想」の報告がありました。新図書館の建設場所、基本コンセプト、機能とサービス、施設規模等について説明を受けました。高崎の中央図書館として、J T跡地に医療保健センター（仮称）との一体整備を行っていき、2011年に開館する予定とのことでした。

高崎市役所職員の方に市役所地下書庫の案内をしてもらいました。書庫内は、吉岡町とは比べものにならないくらいきれいに整理されていました。文書は、すべて番号で管理されて、どの場所に何の文書があるのかすぐにわかるようになっていました。

吉岡町は、これから書庫の整理を行っていく予定です。文書をどのように保存し、どのように廃棄したらよいか、また書庫の整理の仕方など大変参考になりました。他市町村の書庫等は、なかなか見学する機会がないのでよい刺激になりました。

編 集 後 記

◇会報第20号をお届けします。巻頭言は、前橋国際大学名誉教授石原征明氏から御寄稿をいただきました。また、日本経済新聞社文化部編集委員松岡資明氏、国文学研究資料館名誉教授丑木幸男氏並びに高崎市図書館兼保健施設整備室茂原通雄氏の講演・報告を掲載しました。様々な立場・観点から示唆的な発言を頂きました。

ねっと群文協 第20号 2008. 3. 20発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎027-221-2346 ☎027-221-1628